

## 2 土木工事施工管理基準及び規格値



# 土木工事施工管理基準

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、港湾・漁港工事仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

## 1. 目的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

## 2. 適用

この管理基準は、北海道開発局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

## 3. 構成



## 4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならぬ。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 5. 管理項目及び方法

### (1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク（PERT）またはバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。ただし、応急処理または維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表または出来形図を作成し管理するものと

する。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(「付表 4. 施工管理基準のとりまとめ様式」に取りまとめて提出する)

### (3) 品質管理

1. 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図または、品質管理図表（ヒストグラム、 $\chi - R$ 、 $\chi - R s - R m$ など）を作成するものとする。ただし、測定数が 10 点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種（イ）、（ロ）、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、現場条件等を考慮して必要な試験項目については、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。なお、「試験成績表等による確認」に該当する試験項目は、試験成績書やミルシートによって規程の品質（規格値）を満足しているか確認することができるが、必要に応じて現場検査等を実施しなければならない。

#### (イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1,000m<sup>2</sup>以下のもの）

#### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 100t 未満のもの）

2. 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2.5m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

## 6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7. その他

### (1) 工事写真

1) 工事写真の提出部数及び型式は次によるものとする。

(イ) 工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に 1 部提出するものとする。

(ロ) 原本としては、ネガ（APS の場合はカートリッジフィルム）または電子媒体とする。

(ハ) 電子媒体は、CD-ROM を原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督職員の承諾を得るものとする。

(二) 電子媒体の記録画像ファイル型式は JPEG 型式（非圧縮～圧縮率 1/8 まで）を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得るものとする。

2) 工事写真の整理方法は次によるものとする。

(イ) 工事写真の原本をネガで提出する場合は密着写真とともにネガアルバムに、撮影内容がわかるように整理し提出する。APS カートリッジフィルムで提出する場合はカートリッジフィルム内の撮影内容がわかるように明示し、インデックス、プリントとともに提出する。

電子媒体で提出する場合は撮影内容がわかるように写真一覧（コマ撮りしたもの）を添付するものとする。

3) (別紙-3) 写真の管理の適用について、次の事項を留意するものとする。

(イ) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。

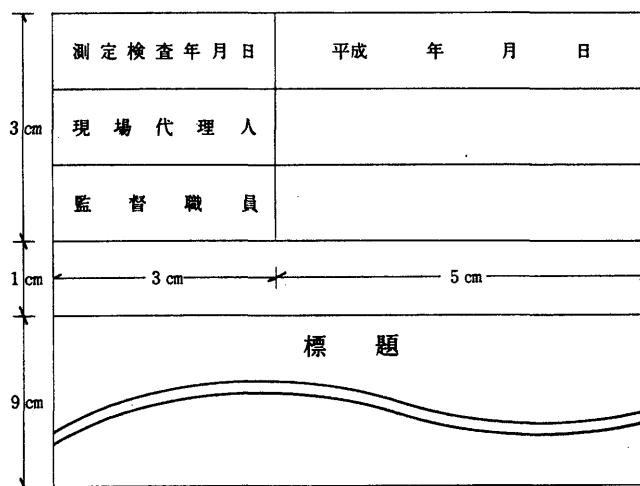
(ロ) 不可視となる箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を(別表-3)写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提出するとともに検査時に提出しなければならない。

(ハ) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。

(ニ) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数80万画素以上・プリンターはフルカラー300dpi以上・インク・用紙等は通常使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする)

(ホ) 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。

#### タイトルブロック



#### (2) 情報化施工

10,000m<sup>3</sup>以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)及び「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」または「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)」の規定

によるものとする。

### (3) 3次元データによる出来形管理

土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS を用いた出来形管理要領（土工編）」、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」または「RTK-GNSS を用いた出来形管理要領（土工編）」の規定によるものとする。

また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理要領を行う場合は、管理基準のほか、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TS を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

# 出来形管理基準及び規格値

(別表-1)

## 出来形の規格値及び施工管理基準

工種	項目	規格値 (mm)	施工管	
			測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
浚渫工(土砂)	水深(底面)	所定の区域が所定の水深及び斜面勾配以上の水深	測線、測点間隔 20m以下とし、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。	
	水深(法面)			
浚渫工(岩盤)	水深(底面)	所定の区域が所定の水深及び斜面勾配以上の水深	測線、測点間隔 10m以下とし、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。	
	水深(法面)			
置換工 載荷工	延長	+規定しない -0		
	天端高	±500	陸上部 測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下	
	天端幅 法面勾配		水中部 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下	
敷砂 碎石マット	延長	+規定しない -0		
	天端高	±300	陸上部 測線間隔 20m以下 測点間隔 10m以下	
	天端幅 法面勾配		水中部 測線間隔 20m以下 測点間隔 20m以下	
サンドコンパクション パイル サンドドレーン ペーパードレーン 碎石ドレーン	位置	±100mm	移動毎及び監督職員の指示による。	
	天端高	+規定しない -0	砂杭全数	打込記録紙に深度を記入する。管理表にまとめる。
	先端深度	+0 -規定しない		
	砂の投入量		砂杭全数	打込記録紙に砂の圧入量を記入する。
	盛上り量			
深層混合処理	位置		改良杭全数	
	鉛直度、接合		改良杭全数 深度方向に 2 ~ 5 m 程度毎に測定(引き抜きと貫入時)	改良杭先端部の軌跡図を作成する。
	天端高	+規定しない -0	改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入する。
	先端深度	+0 -規定しない		

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
実測値を平面図に記入する。	100	測量方法は、測量調査仕様書水路測量と同様の方式とする。
実測値を平面図に記入する。	100	測量方法は、測量調査仕様書水路測量と同様の方式とする。
実測値を平面図に記入する。	100	
実測値（天端高、法肩、法尻、天端幅、及び法勾配）を平面図または断面図に記入する。	天端幅 100 天端高 陸上部 10 水中部 100	
実測値を平面図に記入する。	100	
実測値（天端高、法肩、法尻、天端幅、及び法勾配）を平面図または断面図に記入する。	天端幅 100 天端高 陸上部 10 水中部 100	
実測値を平面図に記入する。	10	自動位置決め装備を使用している場合その作動状況が確認されれば不要
	100	
	0.1m <sup>3</sup>	ペーパードレーンの場合は、ペーパー等の打込量とする。
平面図に記入する。	100	
実測値を平面図に記入する。	10	自動位置決め装備を使用している場合その作動状況が確認されれば不要
	1分または10 mm	
	10	深度計、ワイヤー繰出長さ、潮位計、乾舷及び処理機等により確認

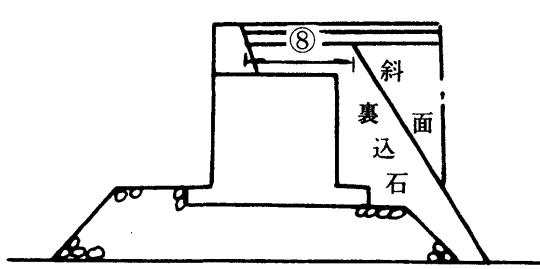
工種	項目	規格値 (mm)	施工管	
			測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
深層混合処理	固化材吐出量		改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入する。
	盛上り量			
ロッドコンパクション	位置	±100mm	移動毎及び監督職員の指示による。	
	充填材の投入量			測定記録をまとめる。
	天端高	+規定しない -0	全数	打込記録をまとめる。
	先端深度	+0 -規定しない		
アスファルトマット 摩擦増大用マット	敷設位置	+規定しない -100	始終点及び変化する箇所毎並びに及びに20mに1箇所以上	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
	重ね幅	500以上	1枚2点	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
	延長	+規定しない -100	マットの中心を区間毎及び全長	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
帆布繊維マット	敷設位置	+規定しない -100	始終点及び変化する箇所毎及びに20mに1箇所以上	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
	重ね幅	500以上	1枚2点	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
	延長	+規定しない -100	マットの中心を区間毎及び全長	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
合成樹脂系マット	敷設位置	+規定しない -100	始終点及び変化する箇所毎及びに20mに1箇所以上	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
	重ね幅	300以上	1枚に2点	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
	延長	+規定しない -100	マットの中心を区間毎及び全長	測定表にまとめる。 (付表様式-(27)参照)
基礎工 (均し)	床掘	水深(法面)	直角に外側2m 内側30cm	法面は延長10m以下ごとの法尻、法肩として必要に応じ中間点を加える。底面は延長10m以下ごとの中心及び両端の3点その間隔10m以上の場合は更にその中間点を追加。
		水深(底面)	±300	

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	10または1t	流量計等により固化材のm当たりの吐出量を確認
実測値を平面図に記入する。	100	
実測値を平面図に記入する。	100	
	1m <sup>3</sup>	
	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	10	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	10	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	100	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	10	
実測値を平面図に記入する。(付表様式-(28)参照)	100	
実測値を平面図に実測値及び許容範囲を断面図に記入する。	100	

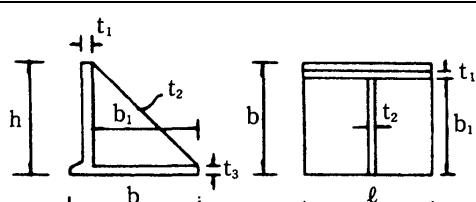
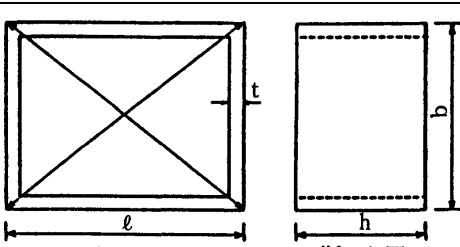
工種		項目	規格値 (mm)	施工管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
基礎工 (均し)	① (捨石本均し) ケーソン、方塊、場所打、プレパックドコンクリート等の底面	基準高	±50	基準高の測線及び測点間隔は10m以下、幅は10m以下ごと、延長は両端の2点	
		幅	+規定しない -0		
		延長	+規定しない -0		
	② [捨石荒均し] [捨石被覆均し] 捨石露出面の均し及び被覆石露出面の均し	基準高	±500	基準高の測線及び測点間隔は10m以下、斜面は2測点以上、幅は10m以下ごと、延長は両端の2点	
		幅	+規定しない -0		
		斜面	直角に±500		
		延長	+規定しない -0		
	③ (捨石荒均し) 異形ブロックを層積する場合の均し 裏込石の入らない場合でシートを敷設する場合の均し	基準高	±300	"	
		幅	+規定しない -0		
		斜面	直角に±300		
		延長	+規定しない -0		
	④ (捨石荒均し) 異形ブロックを乱積する場合の均し	基準高	±500	"	
		幅	+規定しない -0		
		斜面	直角に±500		
		延長	+規定しない -0		
	⑤ (裏込石均し) 船揚場張ブロック下の基礎碎石均し	基準高	±50	延長10m以下ごとに中心及び両端部の3点	
	⑥ (捨石荒均し) けい船岸前面の均し	基準高	±100	基準高の測線及び測点間隔は10m以下、幅は10m以下ごと、延長は両端の2点	
		幅	+規定しない -0		
		斜面	+規定しない -0		
		延長	+規定しない -0		
	⑦ (裏込石均し) 船揚場碎石下の裏込均し	基準高	±100	延長10m以下ごとに中心及び両端部の3点	
基礎工	水中岩盤掘削 (人力)	基準高	±50	基準高は延長5m以下ごとの中心及び両端の3点を標準とし、その間隔5mを超える場合には中間点を追加、幅は延長5m以下、延長は両端と中心の3点	
		幅	+規定しない -0		
		延長	+規定しない -0		

理 基 準		概 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
実測値を平面図に記入する。 (付表様式一出来 4-1, 4-2)	10	例-1 
実測値を平面図に記入する。 (付表様式一出来 4-1, 4-2)	100	例-2 
実測値を平面図に記入する。 (付表様式一出来 4-1, 4-2)	100	例-3 
実測値を平面図に記入する。 (付表様式一出来 4-1, 4-2)	10	例-4 
実測値を平面図に記入する。 (付表様式一出来 4-1, 4-2)	100	
実測値を平面図または横断図に記入する。	10	

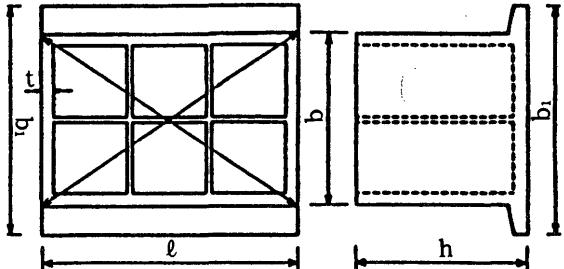
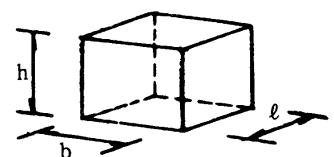
工種	項目	規格値 (mm)	施工管	
			測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
⑧裏込工	基準高	上面が路盤工と接する場合 ±200 その他の場合 +規定しない -200	基準高は延長10m以下ごとの両端、幅は延長10m以下斜面は延長10m以下ごと横断歩向の間隔5m以下ごと延長は両端の2点	
	幅	+規定しない -0		
	斜面	砂防シート敷設の場合 ±200 その他の場合 +規定しない -200		
	延長	+規定しない -0		
本体工	鋼杭打込 コンクリート杭打込	打込記録		支持杭は全数、支持杭以外は20本に1本 打込記録にまとめる。 (付表様式-(31))
		杭頭中心位置	100以内	全数 管理表をまとめる。
		基準高	±50	
		杭の傾斜	直杭2°以下 斜杭3°以下	
	鋼矢板打込	打込記録		鋼矢板は40枚に1枚 鋼管矢板は20枚に1枚 打込記録にまとめる
	鋼矢板打込 (鋼管矢板打込)	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	延長は中心を測定、法線に対する出入、傾斜、基準高は、鋼矢板は20枚ごと、鋼管矢板は10枚ごとまたは変化点、法線方向の傾斜は両端部 管理表にまとめる。
			鋼管矢板は特記仕様書による	
		矢板法線に対する出入	±100	
		矢板法線に対する傾斜	1/100	
		基準高	±100	
		矢板法線方向の傾斜	1/100	
	コンクリート矢板	矢板壁延長	+矢板1枚幅 -0	鋼矢板に準ずる (付表様式-(32)参照)
		矢板法線に対する出入	特記仕様書による	
		矢板法線に対する傾斜	特記仕様書による	
		基準高	±50	
		矢板法線方向の傾斜	2/100	
		矢板継手部の離脱		

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
実測値を平面図に記入する。	10	例-5 
実測値を平面図、断面図に記入する。	10mm 1 度	杭の切断、継足しがあった場合は切断、継足し前の天端高を点線で記入する。
	10	矢板の切断、継足しがあった場合は切断、継足し前の天端高を点線で記入する。 異形矢板を使用した場合、使用位置を記入。 タイロットなどの取付位置も記入。
実測値を平面図、断面図に記入する。	10	

工種		項目	規格値 (mm)	施工管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
本体工	腹起し	取付高さ		継手毎両端全数	管理表にまとめる
		継手位置、ボルトの取付、矢板と腹起しの密着		全数	
	タイロッド取付	取付高さ及び水平度		締付後両端全数	管理表にまとめる
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		締付後両端全数	管理表にまとめる
		取付状況	定着ナットの締付けにより、ねじ山が3つ山以上突出していること、ターンバックルのねじ込み長さが定着ナットの高さ以上	全数	
	タイワイヤー取付	取付高さ		締付後両端全数	管理表にまとめる
		矢板法線に対する取付角度及び取付間隔		締付後両端全数	管理表にまとめる
		取付状況	定着ナットの締付けにより、ねじ山が3つ山以上突出していること	全数	
	L型ブロック製作	高さ (h)	+20 -10	高さは前面両端、版底の厚さ ( $t_3$ ) 四隅扶壁の厚さ ( $t_2$ ) は注意点2ヶ所以上、前壁の幅は天端と下端、前壁の厚さ ( $t_1$ ) は天端と下端	結果表にまとめる (付表様式-(35)参照)
		幅 (b) ( $b_1$ )	+20 -10		
		長さ ( $\ell$ )	+20 -10		
		壁厚 ( $t_1$ $t_2$ $t_3$ )	±10		
	L型ブロック据付	隣接目地間隔	50以内	目地間隔は天端と下端、法線方向の出入は各L型ブロックの天端前面の両端	管理表にまとめる
		法線方向の出入	±50		
	セルラーブロック製作	高さ (h)	+20 -10	高さはセルラーブロックの四隅、幅及び長さは天端及び下端、壁厚は天端の壁厚とする。 セルラーブロック1函ごとに測定する。	結果表にまとめる (付表様式-(35)参照)
		幅 (b)	+20 -10		
		長さ ( $\ell$ )	+20 -10		
		壁厚 (t)	±10		
		対角線			

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	10	
	10	
	10	
		定着ナットの締付、ターンバックルのねじ込み長さ、リングジョイントへの埋込、タイロッドねじ部の損傷、支保材の天端高さ
	10	
	10	
		定着ナットの締付、定着具端部栓の取付け、トランペットシースの取付け、タイワイヤーねじ部の損傷
	10	
	10	据付時の天端高を各L型プロック天端画面の両端を測定すること、その結果は、結果表などにより整理する。延長は全数量据付後に測定し平面図に記入し整理する。
	10	

工種		項目	規格値 (mm)	施工管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
本体工	ケーン製作	摩擦増大用マット 敷設位置	特記仕様書による	始・終端及び変化する箇所毎	結果表にまとめる (付表様式-(33)参照)
		高さ (h)	+30 -10	完成時、四隅	
		幅 (b) (b <sub>1</sub> )	+30 -10	各層完成時、中央部及び底版と天端は両端	
		長さ (ℓ)	+30 -10	各層完成時、中央部及び底版と天端は両端	
		底版厚さ	+30 -10	底版完成時、各室中間部1箇所	
		フーチング高さ	+30 -10	底版完成時、四隅	
		壁厚 (t)	±10	各層完成時、各室中間部1箇所	
		対角線	±50	底版完成時及び完成時	
		バラスト	碎石・砂 ±100 コンクリート±50	各室中央部1箇所	
		吊筋位置及び高さ			
ケーン据付	2,000 <sup>t</sup> 以上	隣接目地間隔	防波堤 300 以内 岸壁 200 以内	目地間隔は天端の2箇所、法線の出入は各ケーンごとに法線に対して両端	結果表にまとめる (付表様式-(34)参照)
		法線方向の出入	防波堤 ±300 岸壁 ±150		
	2,000 <sup>t</sup> 未満	隣接目地間隔	防波堤 200 以内 岸壁 100 以内		
		法線方向の出入	防波堤 ±200 岸壁 ±100		
セルラーブロック据付		隣接目地間隔	50 以内	目地間隔は天端の両端、法線の出入は各セルラーブロックごとに法線に対して両端	管理表にまとめる。
		法線方向の出入	±50		
方塊・直立消波ブロック製作		高さ (h)	+20 -10	長さ及び幅は天端及び下端、高さは四隅方塊1個ごとに測定	結果表にまとめる。
		幅 (b)	+20 -10		
		長さ (t)	+20 -10		
方塊・直立消波ブロック据付		隣接目地間隔	30 以内	目地間隔は天端の両端、法線の出入は各方塊の中心線の両端	結果表にまとめる。
		法線方向の出入	±50		

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	10	 <p style="text-align: center;">平面図                    断面図</p>
	10	<p>据付時の天端高を各ケーソンの四隅を測定すること。その結果は結果表などにより整理する。</p> <p>延長は、当該年度のケーソン全函数据付後に両端の 2 点を測定し、平面図に記入し整理する。</p>
	10	<p>据付時の天端高は各セルラーブロックの四隅を測定すること、その結果は結果表等により整理する。</p> <p>延長は、当該年度のセルラーブロック全函数据付後に両端の 2 点を測定し平面図に記入する。</p>
	10	<p>根固方塊も含む</p> 
	10	<p>据付時の天端高を各方塊の四隅を測定すること。その結果は結果表等により整理する。</p> <p>延長は当該年度の方塊全個数据付後に両端の 2 点を測定し平面図に記入し整理する。</p>

工種			項目	規格値 (mm)	施工管			
					測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)		
本体工	水中コンクリート プレパックドコンクリート	防波堤	基準高	+50 -20	基準高は延長 5mごと の両端（幅が 5m以上 の場合はその中間を追 加）、幅は延長 5mごと または 1 打設ごと、法 線方向の出入は延長 5 mごと、または 1 打設 ごとの中心線、延長は 天端の中心線及び両側 面	管理表にまとめる。		
			幅	±30				
			法線方向の出入	±200				
			延長	+規定しない -0				
		係船岸	基準高	+50 -20				
			幅	±30				
			法線方向の出入	±50				
			延長	+規定しない -0				
	中詰填充	基準高	砂・石材等	陸上 ± 50 水中 ± 100	各室 1 カ所	管理表にまとめる。 (付表様式-(36)参照)		
			コンクリート	陸上 ± 30 水中 ± 50				
		蓋コンクリート	基準高	陸上 ± 30 水中 ± 50	各室 1 カ所			
		蓋ブロック据付	基準高	陸上 ± 30 水中 ± 50	各室 1 カ所			
上部工	上部場所打コンクリート	防波堤	基準高または厚さ (幅 10m 以下)	±20	基準高は 1 打設 4 箇所 以上、ただしパラペッ トは 2 箇所以上 天端幅は 1 打設 3 箇 所、法線方向出入は 1 打設 2 箇所 延長は法線上または 監督員の指示	測定表にまとめる。 (付表様式-(37)参照)		
			基準高または厚さ (幅 10m 以上)	+50 -20				
			幅 (幅 10m 以下)	±30				
			幅 (幅 10m 以上)	+50 -30				
			法線方向の出入 (本体ケーソン式)	2,000t 未満 ±200 2,000t 以上 ±300				
			法線方向の出入 (本体場所打式)	±50				
			延長	+規定しない -0				
	上部場所打コンクリート	係船岸	基準高または厚さ	±20	基準高、天端幅は 1 打 設 3 カ所 法線方向出入は 1 打設 2 カ所 延長は法線上または 監督員の指示	結果表にまとめる。		
			幅	±20				
路床工			法線方向の出入	±30				
			延長	+規定しない -0				
			基準高	+30 -50	基準高は道路またはエ プロンの中心及び両端 部の 3 点を 40mにつき 1 カ所、幅は 40mにつ き 1 カ所、延長は道路 またはエプロンの中心 及び両端	結果表にまとめる。		
			幅	+規定しない -50				
			延長	+規定しない -0				

理 基 準		概 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	10	係船岸の場合本体工を場所打コンクリートで施工する場合も適用
	10	セル構造物で中詰の締固めを行う場合は特記仕様書による。
	10	胸壁コンクリートも適用
	10	防舷材ベッド及び桟橋式上部についても同様とする。
	10	

工種	項目	規格値 (mm)				施工管	
		①個々の測定値(X)		②10個の測定値の平均( $X_{10}$ )		測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
下層路盤工	基準高	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に 1箇所の割とし、道路中心線及び端部で測定、厚さは各車線 200m毎に 1箇所を掘り起して測定、幅は延長 80m毎に 1箇所の割に測定	結果表にまとめる。
	幅	—50	—	—	—		
	厚さ	—45	—	—15	—		
	延長	+規定しない —0					
粒度調整路盤工	幅	—50		—	—	幅は延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは各車線 200m毎に 1箇所を掘り起して測定	結果表にまとめる。
	厚さ	—25	—30	—8	—10		
	延長	+規定しない —0					
加熱アスファルト安定処理路盤	幅	—50		—	—	幅は延長 80m毎に 1箇所の割とし、厚さは 1,000 m <sup>2</sup> に 1 個の割でコアーを採取して測定	結果表にまとめる。
	厚さ	—15	—20	—5	—7		
	延長	+規定しない —0					

工種	項目	規格値 (mm)			施工管			
		①個々の測定値(X)		②10個の測定値の平均( $X_{10}$ )	測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)		
		中規模以上	小規模以下	中規模以上				
コンクリート舗装工	幅	—25		—	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸、またはレベルにより 1 測線当たり横断方向に 3 箇所以上測定、幅は延長 80m 每に 1 箇所の割りで測定、平坦性は各車線毎に版縁から 1 m の線上、全延長とする	結果表にまとめる。		
	厚さ	—10		—3.5				
	延長	+規定しない —0						
	平坦性	コンクリートの硬化後、3 m プロフィルメーターにより機械舗装の場合 2 mm 以下 人力舗装の場合 3 mm 以下						
	目地段差	± 2 mm			隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定			

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	基準高 10 幅 10 厚さ 1 延長 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の使用料が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</li> </ul>
	幅 10 厚さ 1 延長 10	
	幅 10 厚さ 1 延長 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷をあたえる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</li> </ul>

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	幅 10 厚さ 1 延長 10 平坦性 1 目地段差 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおおよそ500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</li> </ul>

工種	項目	規格値 (mm)				施工管			
		①個々の測定値(X)		②10個の測定値の平均( $X_{10}$ )		測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)		
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
アスファルト舗装工 (基層工)	幅	-25		-	-	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定	結果表にまとめる。		
	厚さ	-9	-12	-3	-4				
	延長	+規定しない -0							
アスファルト舗装工 (表層工)	幅	-25		-	-	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1,000 m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定	結果表にまとめる。		
	厚さ	-7	-9	-2	-3				
	延長	+規定しない -0							
	平坦性	3 mプロフィルメーター (σ)2.4 mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75 mm以下							

工種	項目	規格値 (mm)				施工管	
		①個々の測定値(X)		②10個の測定値の平均( $X_{10}$ )		測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
		中規模以上	小規模以下	中規模以上	中規模以上		
歩道路盤工	基準高	±50		-	-	基準高、幅は片側延長40mごとに1カ所の割で測定、厚さは片側延長200mごとに1カ所掘り起して測定、測定箇所は両端部2点で測定する	結果表に取りまとめる。
	幅	-100		-	-		
	厚さ	$t < 15\text{cm}$ - 30	$t < 15\text{cm}$ - 10	$t \geq 15\text{cm}$ - 45	$t \geq 15\text{cm}$ - 15		
	延長	+規定しない -0					
歩道舗装工	幅	-25		-	-	幅は、片側延長40mごとに1カ所の割で測定、厚さは片側延長200mごとに1カ所コアを採取して測定	結果表に取りまとめる。
	厚さ	-9		-3	-		
	延長	+規定しない -0					

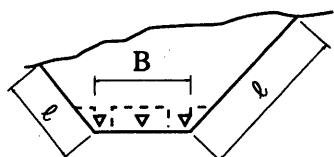
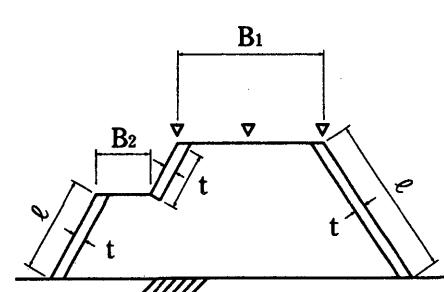
工種	項目	規格値 (mm)		施工管	
				測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
埋立工	埋立	基準高		±200	測線、測点間隔20m以下
	裏埋立	基準高		±100	測線、測点間隔20m以下
	法面	特記仕様書による		測線、測点間隔20m以下	

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	幅 1 厚さ 1 延長 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用料が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</li> <li>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</li> <li>コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷をあたえる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</li> <li>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</li> </ul>
	幅 1 厚さ 1 延長 10 平坦性 1	

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	基準高 10 幅 10 厚さ 1 延長 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量がおよそ500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</li> <li>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに10個の測定値の平均値(<math>X_{10}</math>)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</li> <li>コアーの採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷をあたえる恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</li> <li>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</li> </ul>
	幅 1 厚さ 1 延長 10	

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
実測値を平面図に記入する。	10	
実測値を平面図に記入する。	陸上部 10 水中部 100	
実測値を平面図に記入する。	陸上部 10 水中部 100	

工種	項目	規格値 (mm)	施工管理	
			測定基準	結果表によるもの (設計値、実測値差を記入)
掘削工	基準高	±50	施工延長 40mにつき 1 カ所、延長 40m以下のものは 1 施工カ所につき 2 カ所、基準高は道路中心線及び端部で測定する	基準高は結果表にまとめる。
	幅 B	-100		
	法長 $\ell < 5\text{ m}$	-200		
	法長 $\ell \geq 5\text{ m}$	法長 - 4%		
盛土工 (路体・路床)	基準高	±50	施工延長 40mにつき 1 カ所、延長 40m以下のものは 1 施工カ所につき 2 カ所、基準高は道路中心線及び端部で測定する。	基準高は結果表にまとめる。
	幅 B, B1, B2	-100		
	法長 $\ell < 5\text{ m}$	-100		
	法長 $\ell \geq 5\text{ m}$	法長 - 2%		
栗石基礎 (切込材料基礎を含む)	幅	設計値以上	延長 10mにつき 1 カ所	幅、厚さの実測値で図面表示のできないものを結果表に取りまとめる。
	厚さ	-30		
付属工	係船柱	基準高	中心部、全数	管理表にまとめる (付表様式-(38)参照)
		岸壁前面に対する出入	全数	
		中心間隔	中心部、全数	
		基礎コンクリートの幅、長さ、高さ	全数	
	防舷材	基準高	中心部、全数	管理表にまとめる (付表様式-(39)参照)
		中心間隔		
	車止め	天端高	中心部、全数	測定表にまとめる。 (付表様式-(40)参照)
		岸壁前面に対する出入	中心部、1点	
		取付間隔	上部工 1 打設に 2箇所	

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
幅・厚さの実測値を図面に記入する。	10	
幅・厚さの実測値を図面に記入する。	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	
	10	

工種		項目	規格値 (mm)	施工管	
				測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)
付属工	電気防食	取付位置		全数	
		電位測定	飽和かんこう電極基準で-770mV、海水塩化銀基準で-780mV または、飽和硫酸銅電極基準で-850mV に達しなければならない		管理表にまとめる。 (付表 4-74)
	アーク溶接	形状、寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	特記仕様書による		管理表にまとめる。 (付表 4-74)
		溶接部の強度 (引張及び曲げ)	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表にまとめる。
		非破壊試験	特記仕様書による	特記仕様書による	写真またはフィルムによる。
		ひずみ		全数	
		有害な欠陥の有無			
	水中溶接	形状、寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	特記仕様書による		測定表にまとめる。
		外観		全数	
	ガス切断	形状寸法	特記仕様書による	全数	測定表にまとめる。
		外観		全数	
	水中切断	形状寸法	特記仕様書による	全数	測定表にまとめる。
		外観		全数	
植生工	張芝工 筋芝工 播種工 種子吹付工	延長	+規定しない -0		管理表による。
		幅			
		材料の使用数量		全本数	使用数量表による。
		植生状況	特記仕様書による	特記仕様書による	
	植栽工	樹高	+規定しない -0		結果表にまとめる。
		枝張り幅			
		幹周り			
		材料の使用数量		全本数	使用数量表による。
		植付け状況	特記仕様書による	全本数	植付数量等による。

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	1mV	
	1	
	9.8Pa	鋼杭、鋼矢板等重要なものについて、JISZ3121, 3131 等公的機関で試験
		異形矢板等
	1 (溶接長は 10)	
		潜水士による観察
	1	
	1	
		潜水士による観察
	100	
	100	
	10	

工種		項目	規格値 (mm)	施 工 管	
				測定基準	結果表によるもの(設計値、実測値差を記入)
雜 工	現場鋼材溶接	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	図面による	適宜	管理表にまとめる。 (付表4-74)
		ひずみ		全数	観察結果を報告
		有害な欠陥の有無		適宜	観察結果を報告
	被覆溶接(水中)	形状寸法(のど厚、脚長、溶接長等)	図面による	適宜	管理表にまとめる。 (付表4-74)
		外観		全数	観察結果を報告
	スタッド溶接(水中)				

理 基 準		摘 要
設計図に実測値を朱書きするもの	測定単位 (mm)	
	1	
		目視による観察
		目視による観察
	1 溶接長は 10	
		潜水士による観察
		被覆溶接 (水中) を適用する



## 品質の規格値及び施工管理基準



(別表一2)

## 品質の規格値及び施工管理基準

## 1. 鋼材及び棒鋼などの品質管理

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘要
					試験(測定)基準	管 理 方 法	
鋼材・棒鋼	鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G3112 鉄筋コンクリート用棒鋼			製造業者の試験成績表による		
	鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接試験	JIS Z3120 鉄筋コンクリート用棒鋼ガス圧接維手の検査方法	JIS Z3120		圧接500カ所及びその端数ごとに1組(5本)行う	試験成績書を提出する	
	外観試験				曲げ試験は必要により特記仕様書により行う		
	引張試験 (または曲げ試験)	一般構造用圧延鋼材	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材	JISによる	製造業者の試験成績表による		
その他	石かご	JIS G3532 鉄線	JISによる		製造業者の試験成績表による		
	係船柱	JIS A5513 亜鉛めつき鉄線製じやかご					
	コンクリート舗装用鉄網	JIS G5101 炭素鋼鉄鋼品	JISによる		製造業者の試験成績表による		
		JIS G3112 鉄筋コンクリート用棒鋼	JISによる		製造業者の試験成績表による		
附属品		JIS G3117 鉄筋コンクリート用再生棒鋼					
		JIS G3551 溶接金網					
		JIS G3101 一般構造用圧延鋼材	JISによる		製造業者の試験成績表による		
		JIS B1181 六角ナット					
		JIS B1256 平座金					
		JIS G5101 炭素鋼鉄鋼品					

## 2. 杭及び矢板の品質管理

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘要
					試験(測定)基準	管理工理方法	
杭及び矢板	鋼管杭	化学成分、機械的性質 外観	JIS A5525 鋼管杭 観察	JISによる JIS A5525	ロット毎 全数	製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む。
	形状寸法		JIS A5525 鋼管杭	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	溶接部		JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、 ージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績書による	
	杭型鋼	化学成分、機械的性質 外観	JIS A5526 H形鋼杭 観察	JISによる JIS A5526	ロット毎 全数	製造業者の試験成績表による	
	形状寸法		JIS A5526 H形鋼杭	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	杭・コントラクト 矢板		JIS A5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 JIS A5373 プレキャストプレストレスコンクリート製品	JISによる JIS A5372, 5373	全数	製造業者の試験成績表による	曲げ強さば試験成績表による
	木杭	外観	観察	有害な傷、虫害、腐 れ等がないこと	全数	管理工理表を作成しまとめる	
	形状寸法		スチールテープ等で測定	末口(D) +規定しない、 -0.05D 長さ +規定しない、 -0	全数		
	鋼矢板	化学成分、機械的性質 外観	JIS A5528 鋼矢板 JIS A5523 溶接用鋼矢板 観察	JISによる JIS A5523, A5528	ロット毎	製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む
	形状寸法		JIS A5528 鋼矢板 JIS A5523 溶接用鋼矢板	JISによる JIS A5523	全数	製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む
鋼管矢板	溶接部		JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1, 2, 3, 4 浸透探傷試験、 ージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	
	化学成分、機械的性質 外観		JIS A5530 鋼管矢板 観察	JISによる JIS A5530	ロット毎 全数	製造業者の試験成績表による	
	形状寸法		JIS A5530 鋼管矢板	JISによる		製造業者の試験成績表による	工場出荷時の測定表を含む

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施 工 管 理 基 準		摘要	
					試験(測定)基準	管 理 方 法		
杭工	鋼管及 び矢板	溶接部	JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1, 2, 3, 4 浸透深傷試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による		
	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	試験成績表による	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数			
		形状寸法						
	機械的性質	組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による	製造業者の試験成績表による	
		化学成分						
	高張力鋼材タイロッド	機械的性質	特記仕様書及び承諾した規格に適合していること	特記仕様書による	ロット毎	試験成績表による	製造業者の試験成績表による	
		外観	観察	有害な傷、変形等がないこと	全数			
		形状寸法						
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による		
タイワイヤー	本体、附属品の化学成分、機械的性質	JIS G3502 ピアノ線材	JISによる。	ロット毎	製造業者の試験成績表による	試験成績表による	製造業者の試験成績表による	
		JIS G3536 P C鋼線及びPC鋼より線硬繩線材						
		JIS G3506 硬繩線						
		JIS G3521 硬繩線						
被覆材	外観	JIS K6922-2 ボリエチレン試験方法	JISによる	ロット毎	製造業者の試験成績表による	試験成績表による	製造業者の試験成績表による	
		観察	有害な傷、変形等がないこと	全数				
形状寸法								
		組立引張試験	特記仕様書による。	特記仕様書による	特記仕様書による	試験成績表による		

### 3. コンクリートの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	調査結果等による確認
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材 料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	練混せ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A5308 附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始終は30分以内、 モルタルの圧縮強度比：栓縫7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行なう。	○
計量設備の計量精度	製造 ア フ ラン ト	回収水の場合: JIS A5308 附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始終は30分以内、 モルタルの圧縮強度比：栓縫7及び28日で 90%以上	工事開始前、工事中1回／年以上及び水質が変わった場合	その原水は上水道及び上水道以外の水の規定に適合するものとする。	○	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
ミキサの練混ぜ性能試験		バッチミキサの場合: JIS A1119 JIS A8903	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル量の偏差率： 0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率： 5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率： 10%以下 コンクリート中の空気量の偏差率： 15%以下 コンクリート中の空気量の偏差率： 7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率： 10%以下 コンクリート中の空気量の偏差率： 15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量 差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差： 5%以下 圧縮強度差： 7.5%以下 空気量差： 1%以下 スランプ差： 3cm以下	工事開始前及び工事中1回／年以上	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭等(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、舗面、涵管、水門、水路(内幅1.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
細骨材の表面水率試験		連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-1502-2013	設計図書による	2回／年以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する	○	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する	○
粗骨材の表面水率試験		粗骨材の表面水率試験	設計図書による	1回／年以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する	○		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要要	試験結果等による確認
セメント・コンクリート セメント・コンクリート（軸圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性 向上」	原則 $0.3 \text{ kg/m}^3$ 以下	コンクリートの打設1年前とその後にまとまる場合は、午前中に1回コンクリート打設前に1回、その試験結果が塩化物總量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする） 試験の判定は3回の測定値の平均値	・小規模工種※で1工種当たりの総使用量が $50 \text{ m}^3$ 未満の場合は1工種1回以上。またレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認証工場）の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が $50 \text{ m}^3$ 以上の場合は、 $50 \text{ m}^3$ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験法」(JSCE-C502-2013, 503-2007)または設計図書の規定により行う ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる	※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、析架（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ $1 \text{ m}$ 以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅 $2.0 \text{ m}$ 以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）
単位水量測定			「レディミクストコンクリートの品質確保について」（「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成 16 年 3 月 8 日事務連絡）」			1) 測定した単位水量が、配合設計土 $15 \text{ kg/m}^3$ の範囲にあらる場合は、そのままで施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計土 $15 \text{ kg/m}^3$ を超過 $\pm 20 \text{ kg/m}^3$ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その調査の生コンは計測する。 その後、配合設計土 $15 \text{ kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行つ。 3) 配合設計土 $20 \text{ kg/m}^3$ の指示値を超える場合は、生コンを打ち込まれずに、持ち帰らせ、重量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。 その後の全運搬車の測定を行ひ、配合設計土 $20 \text{ kg/m}^3$ 以内になることを確認する。 更に、配合設計土 $15 \text{ kg/m}^3$ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行つ。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。 再試験を実施する場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい、	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が $20 \text{ mm} \sim 25 \text{ mm}$ の場合は $175 \text{ kg/m}^3$ 、 $40 \text{ mm}$ の場合は $165 \text{ kg/m}^3$ を基本とする	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験機関等による記録
セメント・コンクリート(軽量コンクリート・コンクリートダム・壁工コンクリート・吹付けコンクリート塗装)	施工	必須	スランプ試験	JIS A1101	スランプ5cm以上8cm未満: 計容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 計容差±2.5cm スランプ2.5cm: 計容差±1.0cm	・荷重し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～50m <sup>3</sup> ごとに1回、及び簡易時に品質変化が認められた時、ただし道路橋梁コンクリート床板にレディーミクシングコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクシストンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類、床版、高欄等)、橋梁上部工(桁、床版、橋脚、橋面、橋管、橋壁等)、橋梁下部工(基礎、高さ1m以上)、園芸工、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
コンクリートの圧縮強度試験			JIS A1108	1回の試験結果に対する強度の85%以上であることと3回の試験結果の平均値は、指定了した呼び強度以上であること(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	±1.5% (計容差)	・荷重し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> ごとに1回おお、テントベースに対する設置場所で採取し、1回につき6個(Φ7×3mm Φ28×3mm)とする。早強セメントを使用する場合には、必要に応じて3個(Φ3)を直取で採取する。	小規模工種※で1工種当たりの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上、またレディーミクシストンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類、床版、高欄等)、橋梁上部工(桁、床版、橋脚、橋面、橋管、橋壁等)、橋梁下部工(基礎、高さ1m以上)、園芸工、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
空気量測定			JIS A1116 JIS A1118 JIS A1128	1回の試験結果に対する強度の85%以上であることと3回の試験結果の平均値は、指定了した呼び強度以上であること。	±1.5% (計容差)	・荷重し時 1回／日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> ごとに1回おお、テントベースに対する設置場所で採取し、1回につき原則として3個とする。	コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日に2回(午前、午後)の割りで行う 品質に異常が認められた場合に2回	
コンクリートの曲げ強度試験 (コンクリート舗装の場合、必須)			JIS A1106	1回の試験結果に対する強度の85%以上であることと3回の試験結果の平均値は、指定了した呼び強度以上であること。	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に2回		
コアによる強度試験			JIS A1107	コアによる強度試験	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に2回		
他その他の			JIS A1112	コンクリートの洗い分析試験	3時間以内の間隔で定期測定する	3時間以内の間隔で定期測定する	模式(26)によりまとめる	
		必須		寒中コンクリート 養生中コンクリート 外部気温等を測定	3回以上	3回以上	模式(26)によりまとめる	
				コンクリート舗装 コンクリート打設温度 (寒中コンクリートの場合)	打設区画内の打設 始め中間・完了時	3時間以内の間隔で定期測定する	模式(26)によりまとめる	
				コンクリート舗装養生中 コンクリート温度 (寒中コンクリートの場合)	1箇所以上	3箇所以上	模式(26)によりまとめる	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格 値	試験基準	摘要	要	説明(該等による確認)
セメント・コンクリート (軽量コンクリート・コンクリートダム・壁工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	コンクリート舗装無い内の 温度 (寒中コンクリートの場合)	打設区画内2箇所以上	3時間以内の間隔で定期測定する	様式(26)にとりまとめる			
			寒中コンクリート温度の測定			生コン工場出荷時に、アシデータ全車について測定し、レディーミックスコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する	仕様書による		
						現場受入れ時に、アシデータ全車について、コンクリート温度を測定する			
		施工後試験	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2 mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート 擁壁(ただし、プレキャスト製品 は除く)、内空断面積が25m以上 の鉄筋コンクリートカルバート類、 橋梁上・下部工(ただし、これらの工 種についてもP.Cは除く)及び高 さが3m以上の堰・水門・涵門を対 象とし構造物躯体の地盤や他の構 造物との接触面を除く全表面とす るフーチング・底版等で完成時に地 中・水中にある部位については完成 前に調査する	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび 割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推 定期調査	JSC-E6504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバ ート類、トンネルについては目地間 だし100mを超えるトンネルでは、100 mを超えた箇所以降は、30m程度に1 箇所)で行う	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート 擁壁、内空断面積が25m以上の鉄筋 コンクリートカルバート類、橋梁上・ 下部工、トンネル及び高さが3m以上 の堰・水門・涵門を対象(ただし、い づれの工種についてもプレリストレスト コンクリート製品及びプレリストレスト コンクリートは対象としない) また、再調査の結果、平均値が設計基 準強度を下回った場合、もしくは1カ所 の強度が設計強度の85%を下回った 場合は、コアによる強度試験を行 う	監督職員と協議するも のとする	
		その他	コアによる強度試験	JIS A1107	設計基準強度	所定の強度を有しない箇所付近に おいて、原位置のコアを採取	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法 等の決定に際しては、設置された鉄筋 を損傷させないように十分な検討を行 う		

#### 4. モルタルの品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験成績等による確認
モルタル	材料	必須	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度測定 骨材の単位容積質量の測定	JIS A109 細骨材の比重及び吸水率試験方法 JIS A1102 骨材のふくらみ分け試験 JIS A1104 骨材の単位容積質量試験方法		200 mlに1回、ただし採取地の変わった場合はその都度測定する レミコンについては製造会社の試験成績表によることができる	様式(19)の一覧表にとりまとめる		
			セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定	JIS R5201 セメントの物理試験方法 JIS R5202 ポルトランドセメントの化学分析試験方法		セメント製造会社の試験成績表による			
			骨材の表面水率の測定	JIS A1111 細骨材の表面水率試験方法	1日1回測定する(1回につき2個)	様式(20)の一覧表にとりまとめる			

## 5. プレパックドコンクリートの品質管理

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘要
					試験(測定)基準	管理方法	
プレパックドコンクリート	注入モルタル	骨材の比重及び吸水率の測定 骨材の粒度の測定 骨材の単重の測定 セメントの物理的性質の測定 セメントの化学的性質の測定 骨材の表面水率の測定	4. モルタルの品質管理による 土木学会規準 土木学会規準 土木学会規準 土木学会規準 土木学会規準 土木学会規準				
コーンシステンシリー	ブレハックドコンクリートの注入モルタルのコンシステンシーテスト方法	ブレハックドコンクリートの注入モルタルのブリーディング率及び膨張率試験方法	16~20秒 (3時間経過後)	1日に午前午後各2回測定する 1日に1回とし、1回につき供試体を3本以上作成する	様式-(23)の日報に記入し、様式-(24)でとりまとめる		
ブリーディング率	ブレハックドコンクリートの注入モルタルのブリーディング率及び膨張率試験方法						
膨張率	ブレハックドコンクリートの注入モルタルの圧縮試験方法	ブレハックドコンクリートの圧縮試験方法	〃	5~10% (20時間以上経過後)	1日に1回とし、1回につき供試体を3本以上作成する	〃	
圧縮強度	土木学会規準	土木学会規準	〃	所要強度	1日に1回とし、1回につき供試体を3本作成し、 $\sigma_7$ 、 $\sigma_{28}$ 強度を測定する	〃	
コーンクリート	土木学会規準	土木学会規準	ブレハックドコンクリートの圧縮試験方法	〃	〃	〃	

## 6. 土工（道路土工、凍上抑制層）の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘要	要	説明（該等による確認）
道路土工	材料 必 須	土の締固め試験	JIS A1210	設計図書による	当初及び土質の変化した時（材料が岩碎の場合は除く） ただし、法面、路肩部の土量は除く				
		CBR試験	JIS A1211	設計図書による		当初及び土質の変化した時（材料が岩碎の場合は除く）			
	その他 土粒子の密度試験	土の粒度試験	JIS A1204	設計図書による		当初及び土質の変化した時（材料が岩碎の場合は除く）			
		土粒子の密度試験	JIS A1202	設計図書による		当初及び土質の変化した時			
	その他 土の含水比試験	土の含水比試験	JIS A1203	設計図書による		当初及び土質の変化した時 ・路床・含水比の変化が認められた時			
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	設計図書による		当初及び土質の変化した時 ・路床・含水比の変化が認められた時			
	その他 土の一軸圧縮試験	土の一軸圧縮試験	JIS A1216	設計図書による		当初及び土質の変化した時			
		土の三軸圧縮試験		土質試験の方法と解説		当初及び土質の変化した時			
	その他 土の圧密試験	土の圧密試験	JIS A1217	設計図書による		当初及び土質の変化した時			
		土のせん断試験		土質試験の方法と解説		当初及び土質の変化した時			
		土の透水試験	JIS A1218	設計図書による		当初及び土質の変化した時			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘要	要 記
道路工 程	施工	必須	現場密度の測定または飽和度 の測定 (粘性土) ※右記試験方法（3種類）のい ずれかを実施する	最大粒径 $\leq 53\text{ mm}$ ： JIS A1214 JIS A1210 A・B法 最大粒径 $>53\text{ mm}$ ： 舗装調査・試験法便覧 (4)-185	・路体：最大乾燥密度の 85%以上 ・路床：最大乾燥密度の 90%以上 その他、設計図書による	路体の場合、 $1,000\text{ m}^3$ につき 1 回の割 合で行う。ただし、 $5,000\text{ m}^3$ 未満の工 事は、1 工事当たり 3 回以上（1 回と は 1 穴の試験である） 路床の場合、 $500\text{ m}^3$ につき 1 回の割合 で行う ただし、 $1,500\text{ m}^3$ 未満の工事は 1 工事 当たり 3 回以上（1 回とは 1 穴の試験 である）	・最大粒径 $\leq 100\text{mm}$ の場合に適用する ・左記の規格値を満たしても、規 格値を著しく下回っている点が存 在した場合は、監督職員と協議の上 で、（再）転圧を行うものとする ・試験盛土により現揚密度を定める 場合は、この規格値を適用しない ・密度管理が不適当な土についてでは 監督員の承認を得て飽和度空気間 隙率管理とすることが出来る	・最大粒径 $\leq 100\text{ mm}$ の場合に適用する 規格値を著しく下回っている点が存 在した場合は、監督職員と協議の上 で、（再）転圧を行うものとする
					【締固め度による管理】 路体・路床とも 1 管理単位の現場乾燥 密度の平均値が最大乾燥密度の 90% 以上、または設計図書による 【空気間隙率による管理】 路体 ・砂質土 $V_a \leq 15\%$ ・粘性土 $V_a \leq 10\%$ 路床 施工含水比の平均が最適含水比付近 にあることまたは、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理單 位」）に分割して管理単位毎に管理を 行うものとする。路体・路床とも、1 日の 1 層あたりの施工面積を基準と する 管理単位の面積は $1,500\text{ m}^2$ を標準と し、1 日の施工面積が $2,000\text{ m}^2$ 以上の 場合、その施工面積を 2 管理単位以上 に分割するものとする 1 管理単位あたりの測定点数の目安 を下表に示す	・最大粒径 $<100\text{ mm}$ の場合に適用する 規格値を満たしても、規 格値を著しく下回っている点が存 在した場合は、監督職員と協議の上 で、（再）転圧を行うものとする	面積 面積 面積 500 未満 500 未満 500 未満 100 未満 100 未満 100 未満 15
					「TS・GGS を用いた盛土の 締固め情報化施工管理の 要領（案）」による	1. 盛土を管理する単位（以下「管理 単位」）に分割して管理単位毎に管 理を行う 2. 管理単位は築堤、路床路床とも 1 日の 1 層当たりの施工面積は $1,500\text{ m}^2$ を標準とする また、1 日の施工面積が $2,000\text{ m}^2$ 以 上の場合は、その施工面積を 2 管理 単位以上に分割するものとする 3. 1 日の施工が複数層に及ぶ場合で も 1 管理単位を複数層にまたがら せることはしないものとする 4. 土取り場の状況や土質状況が変わ る場合には、新規の管理単位として 取り扱うものとする		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格 値	試験基準	摘要	認証試験等による確認
道路土工	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 (4)-210		路床仕上げ後全幅、全区間にについて実施する	・確認試験である	
			平板載荷試験	JIS A1215		ただし、荷重車については、施工時に用いた振圧機と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする		
		その他	現場 CBR 試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長 40mについて 1箇所の割で行う	・セメントコンクリートの路盤に適用する	
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による。	各車線ごとに延長 40mについて 1回の割で行う	・確認試験である	
		その他	コーン指數の測定	舗装調査・試験法便覧 (1)-216	設計図書による。	降雨後または、含水比の変化が認められたとき	・確認試験である	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 (1)-227 (ペシゲルマニビーム)	設計図書による。	トライカバリライが悪いとき	・確認試験である	
		その他	球体落下試験	付表	D=6, 3 cm以下	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・確認試験である	
			衝撃力速度試験	付表		路体は 1,000m <sup>3</sup> 毎に 1回、路床は 500m <sup>3</sup> 毎に 1回主付近 3箇所から試料を採取し、平均値で示す	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する	
		材料	突固めによる土の締固め試験	JIS A1210		ただし、土量が 5, 000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1 工事当り 3 回以上、1, 000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1 回以上行う		
			凍土抑制層	付表		路体は 1,000m <sup>3</sup> 毎に 1回、路床は 500m <sup>3</sup> 毎に 1回行う	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることが出来る	
		その他	骨材のふるい分け試験 骨材の洗い試験 火山灰洗い試験 火山灰強熱減量試験 火山灰の東上試験	舗装調査・試験法便覧 (2)-14 付表 付表 付表	設計図書による	上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は、1 工事当り 3 回以上、1, 000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1 回以上行う	採取地毎に 1回行う	
						衝撃加速度 63G 以上	生産者等の試験成績結果によること	
							が出来ること	
							様式(11)	
							採取地毎に 1回行う	
							生産者等の試験成績結果によること	
							が出来ること	
							様式(11)	
							1, 000m <sup>3</sup> 及びその端数毎に 1回行う	
							様式(11)	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	記録用紙等による確認
凍土抑制層	施工	必須	現場密度の測定	付表	90%以上	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う 様式(5)または様式(2)			
	その他	ふるい分け試験 骨材の洗い試験	舗装調査・試験法更覧(2)-14	設計図書による 付表	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う 様式(12)	ふるい分け試験は、砂、火山灰については必要としない			
		球体落下試験		付表	火山灰 D=6.0 cm以下 砂 (シルト分2%未満) D=9.7cm以下 砂 (シルト分2%以上) D=8.3 cm以下	500m <sup>3</sup> 毎に1回行う ただし、1回の測定値は10個とし、 上限、下限の各2個を取り除き6個の 平均値とする 様式(5)または様式(2)	球体落下試験は、砂、火山灰等に適用 する なお、試験施工によりD値を定める場 合は、この規格値を適用しない		
		コーン指數の測定	舗装調査・試験法更覧(1)-216			コーン指數が15 kg/cm <sup>2</sup> 以下または同 程度以下の支持力が得られないと視 認される部分は監督職員と協議の上、 コーン指數の測定 (1,000m <sup>3</sup> に2回) を行う			

## 7. 路盤（下層路盤、上層路盤、アスファルト安定処理路盤、セメント安定処理路盤）の品質管理

工種	種別 試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験結果等 による確認	
下層路盤	必 須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法 便観 (4)-5	粒状路盤：修正 CBR20%以上 (クラッシュシャン鉄鋼スラグは修正 CBR30%以上) アスファルトコンクリート 再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方………20cm 東北地方………30 cm その他の地方………40 cm	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		骨材のふるい分け試験	JIS A1102	設計図書による。	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI : 6 以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が數日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満(コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験結果等による確認	
下層路盤	材 料	必 須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 (4)-16	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	CS・クラッシュランダムスラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上 3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	○	・CS・クラッシュランダムスラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上 3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A5015	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
		その 他	粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	設計図書による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	再生クラッシュランに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上 3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	認証試験等による確認
下層路盤	材 料	そ の 他	骨材の洗い試験 硫酸ナトリウムによる骨材の 安定度試験	付2-3による。	設計図書による。 設計図書による。		様式(5)にまとまる。	
	施 工	必 須	現場密度の測定	JIS A1122	舗装調査・試験法 便覧 (4)-185	最大乾燥密度の93%以上 $X_{10}$ 95%以上. $X_6$ 96%以上. $X_3$ 97%以上	中規模以上の工事：定期的または隨時 (1,000 m <sup>2</sup> につき1個) 小規模以下の工事：異常が認められた とき	・締固め度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格 値を満足しなければならない また、10個の測定値が得たい場合は3個の測 定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していないけれ ばならないが、 $X_3$ が規格値をはぜられた場合は、 さらに3個のデータを加えた平均値 $X_6$ が規格 値を満足していればよい ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果に反映できる 規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続 する場合で、次のいずれかに該当するものを行 う ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t以上3,000t未満(コンクリートでは400 m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする
					砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒 径が 53mm 以下の場 合のみ適用できる		1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法 便覧 (4)-210		中規模以上の工事：隨時	・確認試験である ・ただし、荷重車については、施工時に用いた転 圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラや トラック等を用いるものとする ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混 合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験結果等による確認
下層路盤	施工	その他	平板載荷試験 骨材のふるい分け試験	JIS A1215 JIS A1102	1,000m <sup>2</sup> につき2回の割で行う	・確認試験である ・セメントコンクリートの路盤に適用する			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI : 6 以下	中規模以上の工事：異常が認められたとき 中規模以上の工事：異常が認められたとき	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で 管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する		
			含水比試験	JIS A1203	設計図書による	中規模以上の工事：異常が認められたとき	・確認試験である ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する		
上層路盤	材料	必須	修正 CBR 試験	舗装調査・試験法 便覧 (4) 5	修正 CBR80%以上 アスファルトコンクリート再 生骨材含む場合 90%以上 40℃で行った場合 80%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で 管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合 物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる 規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続 する場合で、以下のいずれかに該当するものを いう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする	○ 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要確認 による確認
上層改盤	材	必須	鉄鋼スラグの修正 CBR 試験	舗装調査・試験法 便覧 (4)-5	中規模以上の中工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	修正 CBR80%以上	MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS：水硬性粒度調整スラグ に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で中の管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合 が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS：水硬性粒度調整スラグ に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で中の管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で 2,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。
			骨材のふるい分け試験	JIS A1102	JIS A5001 表 2 参照	中規模以上の中工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で中の管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で中の管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A1205	塑性指数 PI : 4 以下	中規模以上の中工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で中の管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で中の管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合 が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験結果等による確認
上層板盤	材	必須	鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A5015 舗装調査・試験法 便覧 (4)-10	呈色なし	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 (4)-16	1.5%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 (4)-12	1.2Mpa 以上 (14 日)	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの HHS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t 以上3,000t 未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t 以上のもの HHS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験結果等による確認
上層板金	材	必須	鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-106	1.50 kg / ℥ 以上	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・MS : 粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	・MS : 粒度調整鉄鋼スラグ及びHHS : 水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	50%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの生粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの生粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122	20%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの生粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が 100t 以上のもの生粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要確認 による確認
上層改盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 (4)-185	最大乾燥密度の 93%以上 X <sub>10</sub> 95%以上 X <sub>6</sub> 95. 5%以上 X <sub>3</sub>	中規模以上の工事：定期的または随時 (1, 000 m <sup>2</sup> につき1個) 小規模以下の工事：異常が認められたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>締固め度及び粒度は、10個の測定値の平均値X<sub>10</sub>が規格値を満足しなければならない、また10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X<sub>3</sub>が規格値を満足していない場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X<sub>6</sub>が規格値を満足していればよい。</li> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10, 000 m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3, 000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1, 000 m<sup>2</sup>以上10, 000 m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3, 000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1, 000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ol>	
			粒度 (2. 36 mmフレイ)	舗装調査・試験法 便覧 (2)-14	2. 36 mmふるい： ±15%以内	中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10, 000 m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3, 000t以上の場合が該当する。</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1, 000 m<sup>2</sup>以上10, 000 m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3, 000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1, 000m<sup>3</sup>未満）</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ol>	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要記
上層舗装盤	施工	必須	粒度 (75 $\mu$ m フルレイ)	舗装調査・試験法 (2)-14 便覧	75 $\mu$ m ふるい： $\pm 6\%$ 以内	中規模以上の工事：定期的または随時 (1回～2回/日)	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上の管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	試験結果等 による確認
		その他	平板載荷試験 土の液性限界・塑性限界試験 含水比試験	JIS A1215 JIS A1205 JIS A1203	1,000 m <sup>2</sup> につき 2 回の割合で行う 塑性指数 PI : 4 以下 設計図書による	セメントコンクリートの路盤に適用する 観察により異常が認められたとき 観察により異常が認められたとき		
					アスファルト舗装に準じる			
					アスファルト安全処理路盤			

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘 要	試験結果等による確認
セメント安定処理路盤	材 料	必 須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 (4)-38	下層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 上層路盤：一軸圧縮強さ[7日間] 2.9kPa 2.0kPa (アスファルト舗装) (セメントコンクリー ト舗装)	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上 3,000t未満（コングリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。 ○	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
骨材の修正CBR試験			舗装調査・試験法 便覧 (4)-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上 3,000t未満（コングリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの
土の液性限界・塑性限 界試験			JIS A1205 舗装調査・試験法 便覧 (4)-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能 な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用す る基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合 が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事 をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のい ずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上 3,000t未満（コングリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として 取り扱うものとする。	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘要	記述説明等による確認
セメント安定処理路盤	施工	必須	粒度 (2.36 mm フルレイ)	JIS A1102	2.36 mm ふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 定期的または随時 (1回～2回/日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m<sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、次のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で 1,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400m<sup>3</sup> 以上 1,000 m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m<sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、次のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で 1,000 m<sup>2</sup>以上 10,000 m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 (コンクリートでは 400m<sup>3</sup> 以上 1,000 m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの</li> </ol>
			粒度 (75 μm フルレイ)	JIS A1102	75 μm ふるい: ±6 %以内	中規模以上の工事: 異常が認められたと き		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	説明書等による確認
セメント安定処理路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 (4)-185	最大乾燥密度の93%以上。 $X_{10}$ 95%以上 $X_6$ 95.5%以上 $X_3$ 96.5%以上	中規模以上の工事:定期的または随時 (1,000 m <sup>2</sup> につき1個) 小規模以下の工事:異常が認められたときは 平均乾燥密度の93%以上。 $X_{10}$ 95%以上 $X_6$ 95.5%以上 $X_3$ 96.5%以上	・締固め度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない、 また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していない場合は、さらに3個のデータをえた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい、 ・中規模以上の工事とは、「管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する」 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上上のもの	・締固め度は、10個の測定値の平均値 $X_{10}$ が規格値を満足しなければならない、 また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 $X_3$ が規格値を満足していない場合は、さらに3個のデータをえた平均値 $X_6$ が規格値を満足していればよい、 ・中規模以上の工事とは、「管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する」 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装: 同一配合の合材が100t以上上のもの	
		その他	含水比試験 セメント量試験	JIS A1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき			

## 8. アスファルト舗装の品質管理

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要 要	説明(該款等 による確認)
アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A1102	設計図書による	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A1109 JIS A1110	表層・基層 表乾密度: 2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率 : 3.0%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	粘土、粘土地量: 0.25%以下	中規模以上の工事:施工前、材料変更時 小規模以下の工事:施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満) ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	説明(該款等による確認)
アスファルト舗装	材料	必須	粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧(2)-45	細長、あるいは偏平な石片: 10%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ol>	○
			フィラーの粒度試験	JIS A5008	便覧 表3.3.17による	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ol>	○
			フィラーの水分試験	JIS A5008	1%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する</li> <li>小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう           <ul style="list-style-type: none"> <li>①施工面積で1,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満)</li> </ul> </li> </ul> <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ol>	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験結果等による確認
アスファルト舗装	材	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A1205	4以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする。  1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	○	
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-65	50%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする  1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	試験結果等による確認
アスファルト舗装	材 そ の 他	フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-59	3%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする  1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする  1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	○	
アスファルト舗装	斐 ラ ー の 剥 離 抗 性 試 験	斐 ラ ー の 剥 離 抗 性 試 験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-61	1 / 4 以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする  1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	火成岩類を粉碎した石粉を用いる場合に適用する ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管 理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用 量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規 模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する 場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ○ ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400m <sup>3</sup> 以上 1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工 事として取り扱うものとする  1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以 上のもの	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	記載事項等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-77	水浸膨張比：2.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A1110	SS 表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上 吸水率：3.0%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	
			粗骨材のすりへり試験	JIS A1121	すり減り量 碎石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	記録用紙等による確認
アスファルト舗装	材	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122	損失量：12%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事及び舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。○ ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		
針入度試験				JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事及び舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。○ ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの		

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘要	要 約	説明書等による確認	
アスファルト舗装	材 料	そ の 他	軟化点試験	JIS K2207 ・舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ボリマー改質アスファルト：表3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○
伸度試験				JIS K2207 ・舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ボリマー改質アスファルト：表3.3.3	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
トルエン可溶分試験				JIS K2207 ・舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミブローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規 格 値	試験基準	摘要	要	記述等による確認
アスファルト舗装	材	その他	引火点試験	JIS K2265-1 JIS K2265-2 JIS K2265-3 JIS K2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ボリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			薄膜加熱試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ボリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			蒸発後の針入度比試験	JIS K2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上ででの管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	記録用紙等による確認
アスファルト舗装	材料	その他	密度試験	JIS K2207 舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ボリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプローンアスファルト：表3.3.4	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-180	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	
			60°C粘度試験	舗装調査・試験法 便覧 (2)-192	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ○ ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要	記録等による確認
アスファルト舗装	材 そ の 他	タフネス・テナント試験	舗装施工便覧調査・試験法 ・ボリマーアスファルト：表3.3.3 (2)-244	舗装施工便覧 (2)-244	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○
アスファルト舗装	アス フ アル ト 舗 装	粒度 (2.36 mm フル イ)	舗装調査・試験法 便覧 (2)-14	2.36 mm ふるい：±12%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい 分け試験1～2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○
アスファルト舗装	アス フ アル ト 舗 装	粒度 (75 μ m フル イ)	舗装調査・試験法 便覧 (2)-14	75 μ m ふるい：±5%以内基準粒度	中規模以上の工事：定期的または随時。 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい 分け試験1～2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事といい、舗装施工面積が10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものとす。 ①施工面積で1,000 m <sup>2</sup> 以上10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合肥物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする	○

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
アスファルト舗装	ブラント	必須	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧(4)-238	アスファルト量：±0.9%以内	中規模以上の工事：定期的または随時 小規模以下の工事：異常が認められたとき 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験1～2回/日	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう ①施工面積で1,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの	○
			温度測定（アスファルト・骨材・混合物）	JIS Z8710	配合設計で決定した混合温度	隨時		○
		その他	水浸ホイルトラック試験	舗装調査・試験法便覧[3]-57	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
			ホイルトラッキング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-39			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧[3]-17			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	
		必須	計量自記記録装置によるアスファルト量、石粉量、骨材粒度	自記記録のデータによる	次表による	・品質は、アスファルト安定処理の粒度、石粉量、アスファルト量、表層、基層の粒度、石粉量、アスファルト量にについては、次の合格判定値に合格するものでなければならない (イ) 第1次合格判定 個々の計量値が表1に示す合格判定値Iをはすればものが、表層、基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100個のうち7個を7個以内でなければならない (ロ) 第2次合格判定 1次合格判定において、合格判定値Iをはずれるものが、表層、基層にあっては、100個のうち5個、アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100個のうち7個を超えた場合ははずれたバッチについてその材料の重量百分比を算出し、その値が表2に示す合格判定値IIをはすればものが、表層、基層にあっては、100個のうち5個アスファルト安定処理、歩道舗装にあっては、100個のうち7個ではない		



工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	要記
アスファルト舗装	舗装現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便観 (3)-91	基準密度の 94%以上。  X <sub>10</sub> 96%以上 X <sub>6</sub> 96%以上 X <sub>3</sub> 96.5%以上	中規模以上の工事：定期的または随時 (1,000 m <sup>2</sup> につき 1 個) 小規模以下の工事：異常が認められたとき 歩道の基準密度については、設計図書による。	・橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（アスファルト出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの	・ただし、橋面舗装はコア採取しないで As 合材量（アスファルト出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる程度の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものという ①施工面積で 1,000 m <sup>2</sup> 以上 10,000 m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表面用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満（コンクリートでは 400 m <sup>3</sup> 以上 1,000 m <sup>3</sup> 未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が 100t 以上のもの
			温度測定(初転耘前)	JIS 28710	110°C以上	随時	測定値の記録は、1 日 4 回（午前・午後各 2 回）	
			外觀検査（混合物）	目視		随時		
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便観 (1)-84	設計図書による 舗設車線毎 200m 毎に 1 回			

9. 港湾用石材の品質管理

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規 格 値		施 工 管 理 基 準	概 要
				試験(測定)基準	管 理 方 法		
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	外観	観察	異物の混入のないこ と			
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂・敷砂・改良 材	種類、品質及び粒度 シルト以下の細粒含有率	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法 特記仕様書による	JISによる 採取地毎に1回 特記仕様書による	試験成績表による 試験成績表による		
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	外観	観察	仕様書による			
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	石の種類	観察	仕様書による			
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	比重	JIS A5006 割ぐり石 規定外質量の比率	特記仕様書による 特記仕様書及び JIS A5006による。	産地毎に1回	試験成績表による	
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	比重	観察	異物の混入のないこ と			
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	種類、品質及び粒度 比重	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法 JIS A1110 粗骨材の密度及び吸水率試験 方法	JISによる 特記仕様書による 特記仕様書による	産地毎に1回 産地毎に1回	試験成績表による 試験成績表による	
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	吸水量	JIS A1110 粗骨材の密度及び吸水率試験 方法	特記仕様書による	産地毎に1回	試験成績表による	
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	載荷材(砂)	外観	観察	異物の混入のないこ と		
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	単位体積重量	JIS A1102 骨材のふるい分け試験方法 JIS A1204 土の粒度試験方法 特記仕様書による	特記仕様書または JISによる	採取地毎に1回 特記仕様書による	試験成績表による 試験成績表による	
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	種類、最大粒径	外観	観察	異物の混入のないこ と		
地盤改良・捨石及 び均し・中詰・埋立 及び裏塗	杭材 砂	単位体積重量	特記仕様書による	採取地毎に1回 特記仕様書による	試験成績表による	試験成績表による	

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規 格 値		施 工 管 理 基 準	概 要
				試験(測定)基準	管 理 方 法		
及 地盤改善・捨石及び均し・中詰・埋立	裏埋材(土砂)	種類、外観 観察	特記仕様書による	特記仕様書による			
	品質	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に1回	試験成績表による		
	埋立材(土砂)	種類、外観 観察	特記仕様書による	特記仕様書による			
	品質	特記仕様書による	特記仕様書による	採取地毎に1回	試験成績表による		

10. マット類の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘要
					試験（測定）基準	管 理 方 法	
洗濯防止マット・滑動抵抗用マット	アスファルトマット	材質（合材）	アスファルトコングリートを適用	特記仕様書または仕様書による	1,000m <sup>2</sup> に1回	製造業者の試験成績表による	
	材質（補強材）	観察		種類が特記仕様書に適合していること			
	形状寸法	スチールテープ等で測定		特記仕様書による	厚さは20枚に1枚を2カ所、幅及び長さは10枚に1枚を1カ所	管理表を作成しまとめること	
	材質及び規格	JIS L1096 一般織物試験方法		特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	材質及び規格	JIS K6723 軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド JIS K6252 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引裂強さの求め方		特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
		JIS K7112 プラスチック-非発泡プラスチックの密度及び比重の測定方法					
	材質及び規格	JIS K6773 ポリ塩化ビニル止水板		特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	帆布	JIS K1096 一般織物試験方法		特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	材質			特記仕様書による		製造業者の試験成績表による	
	滑動抵抗用マット以外					管理表を作成しまとめること	
	形状寸法	スチールテープ等で測定		特記仕様書による			

11. 付属工材料の品質管理

工種	種別	試験（測定）種目	試験（測定）方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘要
					試験（測定）基準	管 理 方 法	
付 属 工	機械的性質	本体の化学成分、機械的性質	JIS G5101 炭素鋼鋳鋼品	JISによる	1溶解除ずに1個以上	製造業者の試験成績表による	
	外観	観察		JIS G5101	全数		
	形状寸法		仕様書による	全数		製造業者の測定表による	
防舷材本体	材質			JIS K6250 JIS K6251 JIS K6253-3 JIS K6257 JIS K6259-1	製造前ロットに使用した練りゴムより試料1セット	製造業者の試験成績表による	
	性能	特記仕様書による	特記仕様書による	10本に1本		製造業者の試験成績表による	
	外観	観察	有害な傷等がないこと				
防舷材取付金具	形状寸法：	長さ、幅、高さ、ボルト穴径及び中心間隔		特記仕様書及び監督員が承諾した詳細図等に適合していること	全数	製造業者の測定表による	
	外観	観察	有害な傷等がないこと				
防舷材取付金具	形状寸法	観察	特記仕様書及び監督員が承諾した詳細図等に適合していること				

工種	種別	試験 (測定) 種目	試験 (測定) 方法	規 格 値	施 工 管 理 基 準		摘要
					試験 (測定) 基準	管 理 方 法	
付属工	車止め・縁金物	本体の化学成分、機械的性質	JIS G3101 2種 SS400	JISによる		製造業者の試験成績表による	
	外観	観察		使用上有害な反り、溶接部の不良箇所等がないこと			
	形状寸法			仕様書による	全数	製造業者の測定表による	
電気防食陽極板	陽極の種類、化学成分			監督員が承諾した図面及び品質に適合していること		製造業者の試験成績表による	
	形状寸法			監督員が承諾した図面各陽極の形状寸法の±5%以内	全数	製造業者の測定表による	
	質量	計量器により測定		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし、取付総質量は陽極1個の標準質量の和を下回ってはいけない。ただし、陽極1個の標準質量が30kg未満の陽極の許容範囲は±4%とする	全数	製造業者の測定表による	
	陽極板の電流効率等 (陽極電位、発生電流)			90%以上		製造業者の試験成績表による	

12. 植生工材料の品質管理

工種	種別	試験(測定)種目	試験(測定)方法	規格値	施工管理基準		摘要
					試験(測定)基準	管 理 方 法	
植生工	張土・築芝工	土	特記仕様書による	特記仕様書または仕様書による	産地毎	試験成績表による	
	肥料(種類、品質)			特記仕様書または仕様書による	産地毎	品質証明書による	
	肥料(配合)			特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	
	土			特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	
	播種工・種子吹付工	種子、肥料(種類、品質)		特記仕様書による	産地毎	試験成績表による	
	種子、肥料(配合)			特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	
	土壤改良剤、養生剤等			種類、品質が特記仕様書に適合していること	種類毎	品質証明書による	
	樹木			特記仕様書による	産地毎	試験成績表による	
	肥料(種類、品質)			特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	
	肥料(配合)			特記仕様書による	種類毎	品質証明書による	



# 写 真 管 理 基 準



# 写真管理基準（案）

## 1. 総則

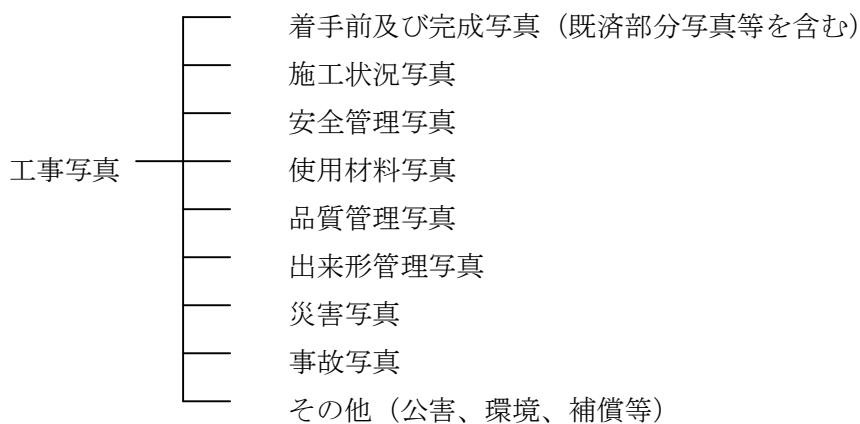
### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真による（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。

なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真是以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影箇所

工事写真的撮影箇所は写真管理（別表-3）に示すものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）、「TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）」、「無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）」、「レーザースキャナー

を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」、「TS を用いた出来形管理要領（舗装工事編）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSS を用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

#### 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

#### 2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、『デジタル工事写真の小黒板情報電子化について』（平成29年1月30日付け、国技建管第10号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

#### 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度～300万画素程度 = 1,200×900程度～2,000×1,500程度)

#### 2-7 撮影の留意事項

写真管理（別表-3）の適用について、以下の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影箇所等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を参考図として作成する。
- (5) 写真管理（別表-3）に記載のない工種については監督職員と撮影箇所・基準を協議のうえ定めるものとする。

### 3. 整理提出

写真管理（別表-3）に基づいて、撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。

なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。

(別表一3) 写真管理

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
工事全般	工事状況写真	工事着工前及び工事完成写真	工事完成前と完成後で比較できるよう全景撮影(継ぎ合せでも可)
	工事状況写真	工事施工中の写真	工事の施工状況が判るよう必要に応じ同一地点より撮影
	工事状況写真	工事施工中の写真	準備工の状態が判るよう撮影
準備工 現場管理 試験管理	工事状況写真	工事中の安全管理状況写真	実施状況の代表的なもの
	工事状況写真	工事施工中の写真	現場管理状況、試験設備などを代表的な時期に撮影
	工事状況写真	排砂管設置、撤去状況 零号・中継船設置、撤去状況 浚渫状況 排砂状況 海洋汚染防止対策状況	配置状況が判明できるよう撮影 各船毎、浚渫位置が判明できる背景を入れれる。 特記仕様書の内容に対応させる。
浚渫及 び床掘 グラブ浚渫 障害物除去 出来形測定	ポンプ浚渫	工事状況写真	浚渫状況 浚渫土の運搬状況 浚渫土の土捨状況 海洋汚染防止対策状況
	グラブ浚渫	工事状況写真	障害物積込状況 運搬船に積込まれた状態 障害物捨込状況
	出来形測定	工事状況写真	出来形の確認状況
地盤 改良	置換え・敷砂	工事状況写真	材料 使用船舶機械等 海洋汚染防止対策状況 飛砂防止対策 出来形の確認状況

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
サンドコンバクションパイアル・サンドドレン・ペーパードレン	工事状況写真	材料 使用船舶機械等	全景が判明できるよう撮影
地盤改良	深層混合処理	材料 使用船舶機械等 測量機設置、撤去状況 障害物撤去状況 改良杭打設状況 海洋汚染防止対策状況 改良船計器類	代表的な計器
載荷	工事状況写真	材料 使用船舶機械等 海洋汚染防止対策状況 出来形の確認状況	全景については位置が判明できるよう背景を入れる。
ロッドコンバクション	工事状況写真	材料置場 使用施工機械 施工状況	
碎石ドレン	工事状況写真	材料置場 使用施工機械 施工状況 出来形の確認状況	

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
洗掘防止マット 摩擦増大用マット	工事状況写真	補強材セット状況 アスコン打設状況 搬入仮置き箇所 アンカー取付、加工状況 運搬状況 使用船舶機械等 敷設状況 材料 形状寸法測定状況	作業状況が判明できるように撮影
	出来形管理確認写真	敷設位置、重ね幅、延長及びジョイント	確認箇所が分る背景を入れる。防砂マット及び防砂目地板等については洗掘防止マットを適用する。
	基礎捨石及び均し (基礎、被覆及び根固め、 裏込)	材料 準備、仮設状況 陸上運搬状況 捨石投入状況 捨石均し状況 出来形の確認状況	作業機械作業状況等が判明できるように撮影
	杭及び矢板 (鋼杭、コンクリート杭、 鋼矢板、钢管矢板及びコ ンクリート矢板)	規格・外観・形状寸法測定状況 杭の保管状況 杭の積込状況 杭の運搬状況 導材の設置状況 杭の建込状況 杭の打込状況 ハンマーの種類、型式等 打込記録状況 飛油、騒音防止対策状況 継手部の離脱	全景及び枕木、くさび等、変形、転落防止措置を撮影 使用機械器具、積込方法が判明できるよう撮影 荷崩れ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるよう撮影 使用材料及び船舶機械、導枠の構造が判明できるよう撮影 作業状況が判明できるよう撮影 杭打船等の全景、打込方法、順序等が判明できるよう撮影
	出来形管理確認写真	杭及び矢板打込の出来形で工事完成後明 視できないもの	離脱部の状況が判明できるように撮影 打込完了時の全景、打込本数(枚数)、間隔法線に対する出入りなどがわかるよう撮影

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
控工	工事状況写真	腹起しの取付状況 タイロッド受杭 タイロッド、タイワイヤーの組立て、取付状況 プレキャストコンクリート控壁、控工部コンクリート、場所打コンクリート控壁	取付、締固め及び継手部の施工状況を撮影する。 コンクリートブロック及び上部コンクリートを適用する。
	出来形管理確認写真	規格・外観・形状寸法測定状況 腹起し、タイロッド、控杭、控壁等の取付出来形で工事完成後明視できないもの	種類、規格が変わる毎にテープ等を同時撮影
コンクリート	工事状況写真	材料 鉄筋、型枠組立て状況 コンクリート打設状況 ドコンクリート施工状況	現場練りコンクリートの場合使用材料の品質規格、貯蔵状況、混合設備及び混合状況などがあるよう撮影 網部の配筋状況がわかるように撮影 コンクリート運搬、打設、締固め及び養生等の状況がわかる代表的なものを撮影 型枠建込、骨材投入、注入プラント設備、注入状況などがある代表的なものを撮影
	出来形管理確認写真	鉄筋の位置組立て方法など	配筋間隔及び網部の配筋状況がわかるように撮影

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
ケーン	工事状況写真 ケーン製作	ヤード等の状況 使用船舶機械等 函台 棒鋼の保管状況 鉄筋の保管、組立て、結束状況 吊筋の取付状況 型枠の施工状況 足場の状況 コンクリートの施工状況	ヤード全景及び整備が判明できるよう撮影 使用的船舶、機械の種類が判明できるよう撮影 函台、函台の平坦性（敷砂等）及び剥離（ルーフィング等）の敷設状況を撮影 枕木の配置、覆いの状態及び組立て、結束の状態が確認できるよう撮影 また、現場加工を行う場合は発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影 吊り卸しケーンの場合に適用 製作及び大組製作の状況、組立組外し状況、型枠構造状況 作業足場（内足場及び外足場の組立状況）、昇り足場、壁継ぎ、足場スペース（足場の構造、安全ネット等が判明できるよう）、解体状況を撮影 打設準備（打設面の不純物除去）、コンクリート打設状況（ポンプ、スキップ、ショート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固め状態）、仕上状況（天端均し仕上状況） レイターンス除去状況、養生状況を撮影 組立完了状況（各部分各層毎）、かぶりの状況（鉄筋と型枠の間隔が判明できるよう撮影） 組立完了状況（各部分各層毎） 形状寸法（各部分各層毎）、外観、完成品全景（ケーン番号、吃水マークを入れ、打設完了状況が判明できるよう撮影） 曳航の場合で蓋の取付状況または取付状況を撮影 プラスチック材投入状況 進水状況 浮上または吊上げ完了状況 使用船舶機械等の種類が判明できるよう撮影 仮置き（注水を含む沈設状況）、及び係留（係留アンカーを含む）が判明できるよう撮影 沈設仮置完了状態または係留完了状態（係留アンカーを含む）が判明できるよう撮影
ケーン進水	工事状況写真		
ケーン仮置	工事状況写真 出来形管理確認写真	出来形管理確認写真	

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
ケーン ケーン回航・曳航	工事状況写真	蓋の設置状況 使用船舶 回航・曳航用ロープ 回航・曳航状況 寄港及び避難の状況 完了（目的地着）状況	船名、形象物等が判明できるように撮影 取付状況及び取付け位置並びに吊具取付状況を撮影 回航・曳航の姿勢が判明できるように撮影 途中寄港した場合にはその係留等の状況が判明できるように撮影 回航・曳航が完了した事が判明できるように撮影（付近の背景を同時撮影）
	工事状況写真	使用船舶機械等 据付作業状況	使用する船舶機械類及び配置状況が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影
ケーン据付	出来形管理確認写真	据付完了状況 据付目地	配筋が非対象の場合、全面及び背面の確認を含め据付完了が判明できるように撮影 代表的な部分を撮影
	工事状況写真	据付法線の出入 ヤード等の状況 使用機械等 棒鋼の保管状況 鉄筋の保管、組立て、結束状況 吊筋の取付状況 型枠の施工状況 足場の状況	完成法線が判明できるように撮影（延長方向へ撮影） ヤード全景及び設備が判明できるように撮影 使用する機械の種類が判明できるように撮影 枕木の配置、覆いの状態等を撮影 枕木の配置、覆いの状態及び組立て、結束の状態が確認できるように撮影 また、現場加工を行う、場合は発電機、切断機、曲げ機及び加工状況を撮影
ブロック	工事状況写真	コンクリートの施工状況 鉄筋の出来形 型枠の出来形 コンクリート出来形	製作及び大組製作の状況、組立組外し状況、型枠清掃状況 作業足場（内足場及び殊足場の組立状況）、昇り足場、壁縫ぎ、足場スペース（足場の構造、安全ネット等が判明できるよう）、解体状態を撮影 打設準備（打設面の不純物除去（散水）、コンクリート打設状況、仕上状況、養生状況を撮影）
	出来形管理確認写真	組立完了状況、かぶりの状況（鉄筋と型枠の間隔）が判明できるように撮影 組立完了状況 形状寸法、外観、完成品（製作個数が確認できるよう撮影）及び積重ね段数が確認できるように撮影	
ブロック据付	工事状況写真	使用船舶機械等 据付状況写真 出来形の確認状況	使用する船舶機械類が判明できるように撮影 据付作業が判明できるように撮影 方塊、平塊等の目地測定時及び法線出入の測定時（据付の全体が判明できるように撮影）

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
中詰	工事状況写真	使用船舶機械等 投入状況 締固状況 材料の確認状況 出来形の確認状況	使用する船舶機械類が判明できるように撮影 見本及び作業船等（テープ等を同時撮影） 中詰材の天端とケーン天端との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
蓋コンクリート	工事状況写真	使用船舶機械等 ルーフィング敷設状況 コンクリート積込、運搬状況 コンクリート打設状況 天端仕上状況 養生作業状況 出来形の確認状況	作業船の形状がわかるよう前方、側面からそれぞれ撮影 作業状況が判明できるよう撮影 蓋方塊の場合はロックの撮影基準を適用 蓋コンクリートの施工天端高とケーンソンまたは蓋方塊との差が判明できるようにテープ等を同時撮影
上部コンクリート	工事状況写真	打継ぎ処理状況 型枠の施工状況 鉄筋の施工状況 伸縮目地の設置状況 コンクリートの打設状況 足場の状況 灯台基礎、電柱穴、階段等 出来形の確認状況	作業方法が判明できるように撮影 構造、組立組外し運搬状況、目地材の取付状況、清掃状況について作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影 鉄筋の仮置、溶接、保管、組立及び結束状況 打設準備（打設面の不純物除去、散水状況等を撮影）、運搬方法、打設方法、打設状態、締固状態、天端均し仕上状況、型枠取外し後の木コーン穴埋状況、養生状況について作業状況がわかるように撮影 組立状況、解体状況 測定状況が判明できるように撮影
舗装	路床	工事状況写真	締固めなどがわかるように撮影
	路盤	工事状況写真	路盤の敷均し、締固め状況などがわかるように撮影

工種	区分	撮影箇所	撮影基準
舗装 コンクリート舗装	型枠の施工状況 コンクリート舗設状況 目地施工状況 養生状況	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 コンクリート運搬舗設作業、締固め及び表面仕上げ状況のわかる代表的なものを撮影 スリッパー、タイバー、タイバー地材などの設置状況及び金網などの設置状況がわかる代表的なものを撮影 養生状況がわかる代表的なものを撮影	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 コンクリート運搬舗設作業、締固め及び表面仕上げ状況のわかる代表的なものを撮影 スリッパー、タイバー、タイバー地材などの設置状況及び金網などの設置状況がわかる代表的なものを撮影 養生状況がわかる代表的なものを撮影
	工事状況写真 出来形の確認状況 出来形管理確認写真	型枠の施工状況 アスファルト舗装状況 出来形の確認状況 舗装の出来形寸法 路床路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗装厚がわかるよう脱型後の側面などを撮影 路床路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地などで工事完成後明視できな いもの	型枠据付時の路盤の状況、型枠据付状況がわかる代表的なものを撮影 プラントの全景、運搬中の状況、舗装締固めの状況の代表的なものを撮影 コア抜取り状況、コアーの状況などがわかるよう代表的なものを撮影 舗装厚がわかるよう脱型後側面より撮影 路床路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地及び舗装厚がわかるよう脱型後の側面などを撮影 路床路盤の厚さ、コンクリート舗装の鉄網、目地などで工事完成後明視できな いもの
付属工 係船柱	工事状況写真 出来形管理確認写真	使用船舶機械等 基礎工施工状況 本体据付状況 搬入数量 係船柱基礎コンクリートの出来形寸法な ど 本体据付確認状況	使用機械、船舶等が判明できるように撮影 杭打ち、基礎石投入、均し及びコンクリート打設、押込ボルト等を撮影 据付状況が判明できるように撮影 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影 基礎杭打込完了状況、基礎石均し、コンクリート打設前の型枠、埋込ボルト検査状態及び基礎 完成状況が判明できるように撮影 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影
	工事状況写真 防舷材	使用船舶機械等 取付位置の状態 取付状況 搬入数量 出来形管理確認写真	据付完了状態が判明できるように撮影 使用機械、船舶等が判明できるように撮影 埋込（取付）ボルトの部分及び全景 搬入数量及び所定の規格表示が判明できるように撮影 取付完了状態の部分（1基）及び正面全体と延長方向全景

工種		区分	撮影箇所	撮影基準
付属工 車止め・縁金物  電気防食 (陽極)	工事状況写真	使用船舶機械等 取付状況 形状寸法測定状況	使用する船舶機械等が判明できるよう撮影 取付、コンクリート打設	
	出来形管理確認写真	取付完了状態	取付完了状態の部分及び正面全体と方線方向全景	
	工事状況写真	使用船舶機械等 陽極 取付状況 電位測定装置設置状況	使用する船舶機械等が判明できるよう撮影 取付陽極の部分（1組）及び全体、形状寸法測定状況	
	出来形管理確認写真	取付完了状態 電位測定	測定用端子の設置状況 潜水土による確認検査状況 電位差測定の状況	
	工事状況写真	使用船舶機械等 施工状況	使用する船舶機械等が判明できるよう撮影 各層の塗装状況部分及び全景	
	出来形管理確認写真	塗装完了状態	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影	
防食塗装  被覆汚食	工事状況写真	使用船舶機械等 施工状況	使用する船舶機械等が判明できるよう撮影	
	出来形管理確認写真	被覆食完了状態	完了の部分（1箇所）及び正面全体と延長方向を撮影	

工種		区分	撮影箇所	撮影基準
溶接 溶接 溶接	工事状況写真	開先の加工状況 溶接の作業状況 溶接棒、溶接ワイヤ	使用機械器具が判明できるように撮影 使用機械器具が判明できるように撮影 特記仕様書で規定した品質であることが判明できるよう撮影（包装の表示等）	
	出来形管理確認写真	形状寸法	ページを同時撮影	
切断 切断	工事状況写真	切断作業状況 酸素ガス及び溶解アセチレン	使用機械器具が判明できるように撮影 特記仕様書で規定した品質であることが判明できるよう撮影（ボンベの表示等）	
	出来形管理確認写真	形状寸法	ページを同時撮影	
土工	工事状況写真	工事施工前の状況写真 施工状況 法面工の施工状況 出来形の確認状況	伐耕前、土取場及び土捨場の着工前の状況がわかるよう撮影 排水状況、伐開状況、切盛土作業などの状況がわかるよう撮影 法面仕上げ状況、法面工作業状況等がわかる代表的なものを撮影 盛土の各層の仕上り厚さ及び裏込めの出来形測定状況が判明できるよう撮影	
	工事状況写真	使用船舶機械 施工状況 公害防止対策	使用する船舶機械の種類が判明できるよう撮影 埋立材の採取状況、運搬状況、整地状況、余水吐の設置及び撤去状況（余水吐が判明できるよう撮影）	
埋立及び裏埋	出来形管理確認写真	裏埋などで土事完成後明視できないもの	出来形の測定状況	
	出来形管理確認写真	使用機械器具等 材料の管理状況 土の敷き均し、肥料の散布状況 芝の植付け状況 使用材料	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影 材料の管理状況が判明できるよう撮影 土の敷き均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影 剥離しやすい箇所の固定、ローラ等による鎮圧状況が判明できるよう撮影 提出見本により芝、肥料の種類、土の性状等が判明できるよう撮影	
植生工	工事状況写真 張芝工 筋芝工	植生状況	全体区域、部分的に施工前及び完成後の状況が判明できるよう撮影	
	出来形管理確認写真			

工種		区分	撮影箇所	撮影基準
播種工 播種子吹付工	工事状況写真	使用機械器具等 材料の管理状況 種子の撒き付け、土の敷均し等の状況 使用材料	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影 材料の管理状況が判明できるよう撮影 作業状況が判明できるよう撮影 土、種子、肥料、土壤改良剤、養生剤等の種類が判明できるよう撮影	
	出来形管理確認写真	植生状況	全体区域、部分的に施工前及び完成後の状況が判明できるよう撮影	
植栽工	工事状況写真	使用機械器具等 運搬機械、材料管理状況 土の敷き均し、肥料の散布状況 根回し、運搬、杭穴、植付け、名札等の 状況 使用材料	使用機器の規格、形状等が判明できるよう撮影 材料の管理状況が判明できるよう撮影 土の敷き均し、肥料の散布状況が判明できるよう撮影 植樹の施工状況が判明できるよう撮影	
	出来形管理確認写真	植樹状況	樹木の形状及び提出見本により肥料の種類、土の性状等が判明できるよう撮影	
汚濁防止膜工	工事状況写真	取付け、組立状況 運搬、設置、撤去状況 カーテンの種類、形状 汚濁防止膜の構造 出来形（設置状況）	全体区域、部分的に施工前及び完成後の状況が判明できるよう撮影	
	出来形管理確認写真	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるよう撮影 作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影 カーテンの種類、規格、形状等が判明できるよう撮影 アンカー、フロート、ワイヤー等の規格形状等が判明できるよう撮影 正面、側面等全体の設置状況が判明できるよう撮影		



# 別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」

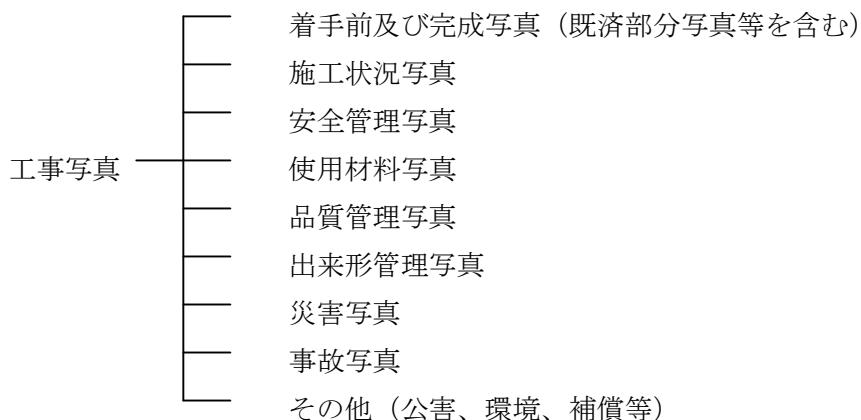
## 1. 総則

### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを仕様した撮影～提出）に適用する。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真是以下のように分類する。



## 2. 撮影

### 2-1 撮影箇所

工事写真的撮影箇所は写真管理（別表-3）に示すものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点（位置）
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工

「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真的撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。

### 2-4 写真的省略

工事写真是以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影

を省略するものとする。

- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。

#### 2-5 撮影の仕様

写真の色彩や大きさは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、監督職員が指示するものはその指示した大きさとする。

#### 2-6 留意事項

写真管理（別表-3）の適用について、次の事項を留意するものとする。

- (1) 撮影箇所等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法（上墨寸法含む）が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図（撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など）を工事写真帳に添付する。
- (5) 写真管理（別表-3）に記載のない工種については監督職員と撮影箇所・基準を協議のうえ定めるものとする。

### 3. 整理提出

工事写真として、撮影写真の原本及び工事写真帳を各1部提出するものとし、その整理方法等は以下によるものとする。

#### (1) 撮影写真の原本

撮影写真の原本とは、写真管理（別表-3）に基づいて撮影した写真のネガをいい、密着写真とともに撮影内容がわかるようにネガアルバムに整理し提出するものとする。

#### (2) 工事写真帳

工事写真帳は、写真管理（別表-3）に基づいて撮影した写真をアルバム等に整理したものとし、工事写真帳の大きさは、4切版又はA4版とする。